

復政第 35 号

令和元年 5 月 27 日

宮城県総合計画審議会会長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



次期総合計画の策定及び宮城県地方創生総合戦略の延長について
(諮問)

このことについて、総合計画審議会条例（昭和 46 年宮城県条例第 2 号）第 1 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

諮 問 理 由

県では、平成19年3月に県政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン」（平成19年度から28年度まで。以下「将来ビジョン」という。）を策定し、「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」を基本理念に掲げ、様々な施策を推進してきました。

その一方で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、沿岸部を中心に県全域に甚大な被害をもたらしたことから、同年10月に「宮城県震災復興計画」（平成23年度から令和2年度まで。以下「震災復興計画」という。）を策定し、「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」に向け、復旧・復興に取り組んできました。この間、平成29年3月には、将来ビジョンの終期を、震災復興計画と同様の令和2年度まで延長しています。

加えて、平成27年10月に「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」に基づく「宮城県地方創生総合戦略」（平成27年度から令和元年度まで。以下「地方創生総合戦略」という。）を策定し、安定した雇用の場の確保や県外からの移住の促進、結婚・出産・子育ての総合的な支援、持続可能な地域づくりの四つを基本目標として、地方創生の取組を推進してきたところです。

今後は、将来ビジョン及び震災復興計画の計画期間後に迎える新たな宮城県について、人口減少や少子高齢化といった諸課題を踏まえつつ、復興需要の収束後を見据えた地域産業の成長戦略などについても検討し、「生まれてよかった、育ててよかった、住んでよかった」と思える我が県の構築をさらに推し進めることが求められています。このため、これまで個別に策定していた三つの計画を統合し、令和3年度を始期とする次期総合計画を策定する必要があります。

なお、地方創生総合戦略は、終期が他の二つの計画よりも1年早いことから、統合まで計画期間を延長するとともに、必要な見直しを行うものです。

これらのことから、次期総合計画の策定及び地方創生総合戦略の改定について諮問します。